平成３０年（フ）第６４７号
札幌市西区八軒７条東３丁目４番18号　ライラックハイツ23号
債務者　荒井　美佳
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６６９号
札幌市南区川沿１条３丁目１番65号　菊美荘１階２号
債務者　福岡東亜子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１号
北海道網走市字潮見178番地の21リバティオホーツク204、前住所札幌市中央区南９条西８丁目２番10―302号
債務者　栗城加奈子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成３０年（フ）第１１３号
盛岡市小鳥沢２丁目７番４号
債務者　大森　元也
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１６１号
埼玉県川越市大字藤間204番地２　（プチシェスタ201号室）、前住所埼玉県川越市大字藤間532番地　（グリーンハイムナカザワ302号室）
債務者　大野　泰子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１９６号
埼玉県ふじみ野市西２丁目１番５号　ハイツソレイユ103
債務者　篠原　　慶
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３３号
岐阜県土岐市泉町定林寺600番地の２
債務者　大野　恭子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第１４号
三重県多気郡明和町大字明星1725番地１
債務者　佐嵜　憲之
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第１４３８号
大阪府東大阪市池島町４丁目２番33号
債務者　野本由美子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４８６号
大阪市阿倍野区美章園２丁目12番６号　レジデンストーア303号、前住所大阪府羽曳野市南恵我之荘５丁目26番12号
債務者　牟田　卓伺
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４８７号
大阪市阿倍野区美章園２丁目12番６号　レジデンストーア303号、前住所大阪府羽曳野市南恵我之荘５丁目26番12号
債務者　牟田　敦子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４９２号
大阪市北区大淀中１丁目12番７―201号
債務者　川内　晃二
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５７０号
大阪府高槻市川西町２丁目９番10―507号
債務者　木村　功一
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５８４号
大阪市此花区梅香３丁目２番２―308号
債務者　白潟　絹代
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５８５号
大阪府茨木市大池１丁目14番32号　田中マンション　307号、前住所堺市中区伏尾341番地３
債務者　小川　敦史
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５９５号
大阪府枚方市招提元町２丁目20番１―105号
債務者　野地　洋行
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部